



事業シート（概要説明書）

様式1号

① 事業名	健康支援センター管理運営業務
② 細事業名	健康支援センター管理運営業務

総合計画体系	章	02共生共感都市	節	07健康
担当部・課	健康増進部 健康推進課	事業開始年度	平成17年度	
根拠法令	河内長野市立健康支援センター条例			

③ 事業内容 (手段・手法など)	●施設の利用許可及び管理運営(指定管理により、極め細やかなサービスの提供と効果的な施設運営) ●施設(プール、マシンジム、スタジオ)を利用しての健康づくり支援(会員にサービスプログラムの提供や個人メニューの策定をし、健康づくりを支援)								
④ 目的 (何のために)	河内長野市立健康支援センター条例に基づき、市民自らが取り組む健康づくり活動の場を提供し、基礎体力の向上、健康の保持・増進、生活習慣の改善等の支援をするため								
⑤ 対象及び人数 (誰・何を対象に)	一般市民等:施設利用者(1日平均利用者数 約311人、月会員数 6,522人「平成22年度」)								
⑥ 現在の実施方法	指定管理者制度による委託 ※指定管理者先は右記詳細のとおり (詳細:財団法人 健康管理・開発センター)								
⑦ コスト	平成23年度予算		直接経費(A)の内訳						
	直接経費(A)	74,717千円	指定管理料74,332千円 施設設備器具備品修繕料385千円						
	人件費(B) ※(C)+(E)	2,478千円	内	担当正職員:概算人件費(C) (H22決算平均給与8,260千円×従事職員数)	2,478千円	従事職員数(D)	0.3人		
			訳	臨時職員他(嘱託・アルバイト)人件費(E)	0千円	従事職員数(F)	0人		
総コスト (A)+(B)	77,195千円	財源内訳(収入)							
		国・府からの補助金等	0円	使用料・手数料	1246千円	一般財源(市債含む)	75949千円	その他	0円
⑧ 対象事業の抽出の視点 (選考優先順位)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 類似事業や民間で実施しているサービスがある事業 ◎ 見直しを検討している事業 ◎ 積極的に市民の意見を取り入れたい事業 ◎ 市単独事業 								

⑨ 目標 (目指すところ) ※より具体的に記入	子どもから高齢者、障がい者等の市民の利用希望者がいつでも施設を利用し健康づくりを支援する。また、最小の経費で効率的な施設運営を行う。	
⑩ 事業の現状	施設利用者(会員)には個人のプログラム等を策定し、一定の健康づくりの支援ができていないが、目標としている会員数及び利用人数に達しておらず、利用料金等の収入が増えていない。	
⑪ 目標と現状の差 (課題) ⑨-⑩	利用者が拡大せず同一利用者に限定されている状況があり、多数の市民の健康づくりに支援ができていない。また、会員数及び利用回数が減少しており、利用料金等の収入も伸び悩んでいる。利用者負担の軽減や指定管理料の削減ができていない。	
⑫ 解決策と論点 (⑪の課題の解決策と問題点)	<p style="text-align: center;">市側の事前論点</p> <p>【解決策】 ①利用ニーズの高い子ども(プール利用)を優先し、利用者数を増やし、収入を増やす。 ②事業を廃止し、一定の条件を提示し施設を民間に貸し出し、健康づくり支援を行う。</p> <p>【論点】 ①子どものプール利用の優先に伴い、一般の利用時間が少なくなるため、一般利用者の利用時間が減少する。また、子どもの会員数が増えると民間施設の営業にも影響がでる。 ②低料金やきめ細やかなサービス等一定の条件を理解し、業者が受諾するかどうか見込まれない。なお、健康支援センターの管理運営については、平成17年度から指定管理者制度を導入し、平成23年3月31日までの指定期間が終了した。引き続き平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間で指定期間とし、事業者と協定を締結しているため、平成28年度までは事業を廃止することはできない。</p>	<p style="text-align: center;">最終論点</p> <p>※ 事前概要説明会開催後に記入</p>

様式2

河内長野市立健康支援センター 指定管理者公募要項<概要版>

施設の概要

名称：河内長野市立健康支援センター

所在地：河内長野市三日市町3番地の1 フォレスト三日市

施設規模：(建物延床面積) 1,415.81㎡ (建物の構造) SRC造一部S造

施設内容：

階層	施設	数量(図上概測)	特記事項
1F	プール機械室	85.45㎡	
2F	プール	669.78㎡	25m4レーン、ジャグジー、採暖室等
3F	フィットネススタジオ	75.95㎡	
	マシンジム	179.34㎡	
	関連諸室	405.29㎡	スタッフルーム、更衣室、シャワー室、パウダー室等



管理の基準

(1) 開館時間

施設の利用形態、利用者の便宜等を勘案して、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。目安として、1日あたり平均8時間以上を開館すること。

(2) 休館日

施設の利用形態、利用者の便宜等を勘案して、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。目安として、年間335日以上開館すること。

(3) 管理に関する基本的な考え方

- ① 「河内長野市立健康支援センター条例(平成16年河内長野市条例第24号)」に基づき、施設の設置目的に沿った業務を行うこと。
- ② 利用者、使用者の平等な使用が図られるものであること並びにサービスの向上が図られるものであること。
- ③ センターの設置の目的を最大限に発揮させることができること。
- ④ センターの適切な維持及び管理が図られるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ⑤ 事業計画書に沿った管理を安定して行うこと。
- ⑥ 個人情報保護を徹底すること。

職員の配置

センターに配置する職員は、公の施設の管理者としての自覚を持ち業務の遂行及び利用者、使用者への対応を行うとともに、市民の健康づくり及び市民文化の向上に寄与するという施設の設置目的を理解し、それに相応しい態度で業務に当たること。

(1) 配置人員

センターには、事務室1名以上、受付1名以上、プール・マシンジム・スタジオには安全を確保できる人員の職員が配置されていること。

(2) 総括責任者の配置

公共の福祉と健康づくりに関して見識を有するとともに、経営能力を備え、類似する施設の管理運営の実績が1年以上ある者を1名配置すること。

(3) プールの職員配置

全般的な監督・調整の任に当たり、水泳技術に熟練し、日本赤十字社の水上安全法救助員及び救急法救急員の資格を有しており、かつ、業務遂行上必要な知識を有している主任責任者を1名配置すること。プールの監視業務に従事する者は、水泳技術に熟練し、日本赤十字社の救急法救急員等の有資格者又は上級救命講習受講者で業務遂行上必要な知識を有した者であること。

(4) マシンジムの職員配置

全般的な監督・調整の任に当たる健康運動指導士の資格を有する主任責任者を1名配置すること。マシンジムの指導業務に従事する者は、健康運動実践指導者、ヘルスケアリーダー、フィットネストレーナー(スポーツプログラマー2種)または同等以上の有資格者で、利用者に負傷、事故等が発生した場合に、適切かつ迅速な応急救援を行うための訓練を受けている者であること。

(5) その他

総括責任者、プール主任責任者及びマシンジム主任責任者は、この施設の専任であること。

その他、法令等で資格者の設置を義務付けられている場合又は義務付けられた場合には、必要な資格保有者を配置すること。

指定管理者が行う業務範囲

- ① センターの利用の許可に関する業務
- ② センターの施設、附属設備、器具備品等の維持管理に関する業務
- ③ その他センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

施設利用料金等

センターの利用料金は、河内長野市立健康支援センター条例別表に定められた金額を上限として、その範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。センターの利用料金は、指定管理者が収受するものとする。

その他、センターにおける教室運営等の自主事業による収入、物品販売収入についても、指定管理者が収受することができる。

指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで。(5年間)

指定管理料

指定管理者に対して、指定管理料を支払う。指定管理料は、センターの管理業務にかかる経費からセンターの収益を控除した額を基準として協定により確定した指定管理料を支払うものとする。指定管理料の支払いは、会計年度ごと(4月1日から翌年3月31日まで)に、四半期に分割して支払うものとする。また、委託料の支払い方法については、協定書に定める。

指定管理者予定者の選定方法

河内長野市公の施設指定管理者選定委員会を設置し、河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条各号の全てに該当する者のうちから、センターの管理のために必要な能力及び実績等を総合的に審査し、最も適当な団体を指定管理者予定者として選定する。

審査項目及び審査の視点 [選定基準]	配点ウェイト 「合計100点」
1. 事業計画による施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること(手続条例第3条第1号)。 ・住民の平等利用の確保に対する姿勢 ・高齢者や障がい者に対する配慮	(確保及び配慮されない場合は失格)
2. 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(手続条例第3条第2号)。 ・ノウハウの蓄積、サービスの向上 ・効用の発揮(施設設置目的との整合、利用促進、自主事業の実施、市民ホールとの連携) ・ニーズの把握、要望の対応 ・質の高いサービスの提供	30
3. 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(手続条例第3条第2号)。 ・施設、附属設備及び備品の維持及び管理に関する方針 ・経理及び器具備品の管理に関する方針 ・管理に係る経費の縮減	30
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること(手続条例第3条第3号)。 ・職員配置・確保、職員研修、業務遂行能力 ・財務状況 ・類似施設の管理実績 ・個人情報保護、緊急時の対策、防犯・防災対策、事故防止、安全確保	40

指定管理者の指定

市長は、指定管理者の予定者を選定したときは、河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を経て指定管理者として指定する。また、指定管理者として指定したときは、その旨を告示するとともに、指定管理者に通知する。

○健康支援センター利用状況<利用人数>

区 分		平成22年度	平成21年度	平成20年度
月額利用	プール、マシンジム及びフィットネススタジオ	69,176	69,230	69,388
一時利用	プール	11,791	12,756	12,298
	マシンジム及びフィットネススタジオ	10,618	10,620	11,155
	小 計	22,409	23,376	23,453
教室利用	プール	12,532	12,515	11,880
合 計		104,117	105,121	104,721

(単位：人)